

保護者の皆様へ

大田区こども家庭部
保育サービス課長 津本 卓也
保育サービス推進担当課長 早田 由香吏

令和2年7月1日以降における保育施設の対応について

日頃から、大田区の保育行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。
保護者の皆様には、令和2年4月から6月までの間、登園自粛のお願いをしてまいりました。多くの方々にご協力をいただき、改めて御礼申し上げます。
区は、国及び東京都の方針を踏まえ、令和2年7月以降については、下記の対応といたします。引き続き、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 登園自粛措置の終了について

国は、緊急事態宣言の解除後、保育所については原則開所するとの方針を示しております。また、東京都は経済社会活動を全面的に再開することを決定するとともに、保育所には施設の休止要請を行わないとしております。

区は、社会全体が動き出している中、保育を必要とする方が増加しているなどの状況を踏まえ、6月30日(火)をもって登園自粛措置を終了し、7月1日(水)から、通常開所といたします。なお、7月1日(水)以降の保育料は通常の見直しとなります。

2 感染症対策について

各保育施設では、「保育所における感染症対策ガイドライン」で示されている留意点を徹底しております。また、石けんを用いた流水による手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒、手が触れる机やドアノブなどの消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム等による消毒、定期的な換気等を実施しております。

また、令和2年6月11日に「新型コロナウイルス感染症対策についてのごお願いとお知らせ」でお示ししたとおり、登園前における児童の体温測定等にご協力をお願いいたします。ご不明な点がございましたら、各保育施設等にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

< 問合せ先 >

- 1 区立保育園に関すること
保育サービス課 管理係 電話 03-5744-1279
- 2 私立保育園に関すること
保育サービス基盤担当(認可) 電話 03-5744-1727
- 3 小規模保育所、事業所内保育所に関すること
保育サービス基盤担当(小規模・人材) 電話 03-5744-1277
- 4 保育所における感染症対策に関すること
保育指導担当 電話 03-5744-1643
- 5 保育料に関すること
保育利用支援担当 電話 03-5744-1280